

第23回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月12日（金）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1 番 埤田 定
3 番 宮内 昭壽
4 番 河村 晴夫
5 番 小林 勉
6 番 田村 尚利
7 番 出穂真奈美
8 番 鬼武 敬子
9 番 繁本 武紀
10 番 藤本 準一
11 番 山本 忠男
12 番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1 番 小田 博
2 番 城 俊治
3 番 末岡 博
4 番 國弘 久男
5 番 西村 隆裕
6 番 秋山 孝
7 番 西岡 正信
8 番 弘田 靖
9 番 久保田 等
10 番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

2 番 熊野 茂公

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案 第5号 土地改良法第3条第1項第2号及び同法施行規則第2条第1項の規定による申出の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

報告 第4号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

事務局長

皆さまおはようございます。

この度4月1日付人事異動により光市農業委員会事務局長に着任しました橋本と申します。

皆さまとご一緒に適正な農地の管理に努めて参りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは互礼を行いたいと思いますので皆さまご起立ください。

お互いに礼。

(おはようございます)

ご着席ください。

議案審議に入ります前に、この度4月1日付で人事異動された経済部職員の方々からごあいさつがございます。

(経済部職員入室)

はじめに、4月1日に、経済部部长に着任されました太田様よりお願いいたします。

(経済部部长あいさつ)

続いて、3月31日を持って離任されました、前経済部部长の吉本様よりごあいさつをいただきます。

(前経済部部长あいさつ)

続いて、3月31日をもって離任されました、前経済部次長の藤井様よりお願いいたします。

(前経済部次長あいさつ)

次に、4月1日に、経済部農林水産課長に着任されました、西村様よりお願いいたします。

(農林水産課長あいさつ)

続いて、3月31日をもって離任されました、前農林水産課長の弥益

様よりお願いいたします。

(前農林水産課長あいさつ)

次に、4月1日に、経済部農林水産課有害鳥獣対策係長に昇格されました、弘中様よりお願いいたします。

(農林水産課有害鳥獣対策係長あいさつ)

次に、3月31日をもって離任されました、前経済部農林水産課有害鳥獣対策係長の曾根様よりお願いいたします。

(前農林水産課有害鳥獣対策係長あいさつ)

ありがとうございました。

続きまして、平成31年度の光市農業関係予算の概要についてご説明をいただきたいと思います。

(経済部農林水産課長、農林水産課有害鳥獣対策係長より平成31年度光市農業関係予算の概要説明。)

ありがとうございました。

ここで、経済部関係者は退席させていただきます。

(経済部関係者退席)

議長

みなさん、改めましておはようございます。

只今から第23回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、2番 熊野 茂公 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、1 番 埤田 定 委員、3 番 宮内 昭壽 委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号 「農地法第 3 条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 1 でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、島田地内の島田中学校の東南 6 2 0 m に散在する田並びに畑 4 筆で田が 4,432 m²、畑が 700 m²です。申請の事由ですが、譲渡人は遠方に居住しているため相続した当該農地の維持管理が困難であり近接する住宅と合わせて処分しようとしていたところ、野菜類並びに果樹栽培を目的とした新規就農を考え適当な農地を探していた譲受人が取得を申し出、双方の希望が合致しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、合わせて購入予定の住宅から近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては國弘委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 國弘委員、補足説明をお願いします。

推進 4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづいて、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1 件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は太陽光発電事業他を営む大阪府堺市に本店が

ある法人で、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の東北東 850m の大字三輪地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 2,525 m² の自作地です。

事業の拡大のため、太陽光発電に適した新たな用地を探していた譲受人と、当該用地の管理に困難をきたし処分を考えていた譲渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、過去に公共投資、すなわち公の費用を投入した圃場整備事業等が行われていないこと、そして、都市計画法に基づく用途区域が設定されていることから第 3 種農地になります。第 3 種農地は申請がされれば基本的に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、

事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、河村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 河村委員、補足説明をお願いします。

4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづきまして、議案第 3 号「農地法施行細則第 6 条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。

今月の申請は 1 件です。

それでは、ご説明申し上げます。

本案は、昨年 12 月の総会で自己用の農家住宅を建築するということで 4 条申請があり、御審議の結果、問題ないだろうということで許可がされておるものです。転用部分の造成工事が完了した際再度求積したところ事業に係る面積に変更が生じたこと、更に、申請時には汚水処理を合併浄化槽によるものとしていたが、公共下水道への接続が許可される

見込みとなったため、事業計画の変更について承認を求めるものです。

なお、この件につきましては地区担当の田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは続きまして、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

平成 31 年度 1 号です。新規が 13 件、19 筆で面積は 28,217 m²、更新が 7 件、10 筆で面積が 12,882 m²、合計では 20 件、29 筆で 41,099 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、議案第5号「土地改良法第3条第1項第2号及び同法施行規則第2条第1項の規定による申出の承認について」を、ご説明します。

別紙、土地改良事業参加申出書の写しも併せてご覧ください。

現在、国営南周防地区土地改良事業が実施されており、当市、大字三輪の一部が施行区域に含まれております。土地改良事業参加申出書とある資料の2ページ目をご覧ください。この図で光市部分に矢印で示されている仮6番圃場については当初の計画には無く、事業の途中で新たに編入することとされました。そのため、当該農地を含む計画に変更する手続きが進められております。

事業参加者の資格については土地改良法で規定されており、原則、耕作を行っている者となりますが、農業委員会に対し農地の所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、かつ、その申し出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者とされております。

新たに加わる農地の耕作者が所有者と同一人なら問題ないのですが、本件では利用権設定された耕作者がいます。

しかし、圃場整備の場合、個人の財産に関わることであり、事業に係る費用も土地所有者の負担となることなどもあり、事業の円滑な推進といった観点から所有者を事業参加者とするのが一般的であるということです。

以上のことから、本件においても、設定されている利用権の残存期間が7年程度と短期間であること、耕作者と協議し了承も得たうえで、別添のとおり事業参加者を土地の所有者とするための申し出がありました。

そこで、本申出を承認してよろしいか、お諮りするものでございます。

なお、簡単なものではありますが、国営事業の概要について資料をお付けしておりますので、お時間のある時にご覧ください。以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 5 号番号について、申出を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は承認することに決定いたしました。

それでは報告事項についてお願いします。

事務局

引き続きまして報告事項、報告第 1 号「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第 2 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第 3 号 「非農地証明について」です。

証明願の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

つづいて報告第 4 号 「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

以上でございます。

只今の報告第 1 号から第 4 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第 2 3 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成 3 1 年 4 月 1 2 日開催の第 2 3 回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印